

「京都府におけるスポーツ施設のあり方懇話会」傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議を傍聴する人数は、会場の都合等により 10 名とする。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、事前に申し込みを行った上で、会議開催予定時刻の 15 分前までに受付を行い、事務局の指示に従って会場に入室するものとする。
- (3) 傍聴希望者は電子メール又は FAX により事前に申込みこととし、京都府において公正な抽選を行ったうえ、当選した傍聴者あてに指定期日までに連絡するものとする。
- (4) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - ア 酒気を帯びていると認められる者
 - イ 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - ウ ア及びイのほか、傍聴を不相当と認める者

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は静粛に傍聴することとし、会議の傍聴の際に、次の事項を遵守しなければならない。

- ア みだりに傍聴席を離れないこと。
- イ 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- ウ 議事に批評を加え又は賛否を表明しないこと。
- エ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- オ 写真撮影、録画、録音、動画のライブ配信等をしないこと。
- カ 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- キ アからカまでのほか、会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- ア 上記 2 のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。御不明な点は、係員にお聞きください。
- イ 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- ウ 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。